

2018年5月になりました



5月はどんな時期か？

スギ花粉のピークも過ぎ、気候も暖かいまま安定するので、大変過ごしやすいシーズンです。月の初めには4月から続くゴールデンウィークもあり、多くに人が外へ繰り出します。心地よい風と若葉の緑が目立つ、さわやかな季節です。一方、4月に新生活をはじめた人たちが、新しい環境に適応できないことで生じるうつ状態、「五月病」がしばしば起こる時期でもあります。








<http://kirowa.com/calendar/calendar5.html>

2018年5月の税務

期 限	項 目
5月10日	▶ 4月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
5月15日	▶ 特別農業所得者の承認申請
5月31日	▶ 個人の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
	▶ 3月決算法人の確定申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税＞
	▶ 3月、6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 ＜消費税・地方消費税＞
	▶ 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告＜消費税・地方消費税＞
	▶ 9月決算法人の中間申告 ＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞(半期分)
	▶ 消費税の年税額が400万円超の6月、9月、12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
	▶ 消費税の年税額が4,800万円超の2月、3月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(1月決算法人は2ヶ月分、個人事業者は3ヶ月分) ＜消費税・地方消費税＞
	▶ 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付
	▶ 自動車税の納付 鉦区税の納付

参考:4月から変わるもの!

4月からこう変わる

値上げ  	タカノフーズが「おかめ納豆」を1～2割値上げ
	明治が「ブルガリアヨーグルト」を実質値上げ
	メルシャンなど大手5社がワイン値上げ
	キリンビールなど大手3社が業務用ビールの出荷価格を引き上げ。養老乃瀧は居酒屋で提供する生ビール大ジョッキを22円値上げ
	松屋フーズが牛丼「牛めし」など一部メニューを10～50円引き上げ
	JTが「わかば」など低価格たばこ6銘柄を1箱当たり40円値上げ
	診療報酬と介護報酬の改定で全体では診察・入院料や介護サービス料が上がる
値下げ・減税 	診療報酬の改定で薬代が下がる
	生命保険各社が死亡保険の保険料を引き下げ
	国と地方を合わせた法人実効税率が29.97%から29.74%に下がる
暮らし 	非正規労働者の有期雇用契約を要件を満たせば無期契約に転換
	住民税の非課税世帯から大学に進学する人に返済不要の奨学金を月2万～4万円支給
新制度 	耐震性などの要件を満たした中古住宅に「安心R住宅」と広告表示できる制度スタート
	果実や香辛料を副原料として使えるようにビールの定義変更
企業 	三菱東京UFJ銀行が「三菱UFJ銀行」に名称変更
	関西の3行が統合し「関西みらいフィナンシャルグループ」が始動

無期転換ルールが本格発生(2018年4月～)

2013年4月、労働契約法が改正され、「無期転換ルール」が導入されました。このルールは、「有期」労働契約が5年を超えて繰り返し更新された場合に、労働者の申込みによって「無期」労働契約に転換するというもの。つまり、「無期転換」が本格的な発生するのは2018年4月1日からになります。労働者も、雇い主も、改めてルールを確認しておく必要があります。

6 民泊がよいよ解禁へ(2018年6月～)

「住宅宿泊事業法」が2018年6月に施行され、一般の住宅地でも条件付きで民泊が解禁されます。旅行者にとっての「宿選び」に変化があるかもしれませんが、それ以上に注意したいのが「貸す側」としての立場。民泊事業に乗り出す人はもちろん、民泊事業に関わらないという人であってもマンション住民、地域住民として民泊にどう対処するべきか事前に考えておく必要性がありそうです。

高額療養費制度の改定(2018年8月～)

2017年1月に70歳以上の人の高額療養費制度が改定され、2017年8月と2018年8月の2段階で施行されます。この改定により所得の多い人は負担を増やし、少ない人は負担を軽減されるかたちになっているということで、対象となる方は確認をしておいた方が良さそうです。

<https://news.allabout.co.jp/articles/o/23209/>